



目次	ページ
規 則	
◎高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例施行規則	1
◎高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	4
◎高知県漁業調整規則の一部を改正する規則	4
告 示	
○鳥獣保護事業計画の定め (鳥獣対策室)	5
○高知県特定鳥獣(イノシシ)保護管理計画の定め (")	5
○高知県特定鳥獣(シカ)保護管理計画の定め (")	5
○特定鳥獣の狩猟期間の延長(2件) (")	6
○高知県特定鳥獣の捕獲等の数の制限の一部解除 (")	6
○特定鳥獣の捕獲等の禁止猟法の一部解除(2件) (")	6
○高知県保健医療計画の変更 (医療業務課)	7
○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく応急入院指定病院の指定 (健康づくり課)	8
○介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定の取消し (高齢者福祉課)	9
◎高知県立ふくし交流プラザの指定管理者の指定 (")	10
◎高知県立障害者スポーツセンターの指定管理者の指定 (障害福祉課)	10
◎高知県立坂本龍馬記念館の指定管理者の指定 (文化推進課)	10
公 告	
○土地改良区の定款変更の認可 (農業基盤課)	10
○肥料の登録 (環境農業推進課)	11
○肥料の登録の有効期間の更新 (")	11
○肥料の登録の失効 (")	12
○普通肥料の検査の結果の概要 (")	12

○特殊肥料の検査の結果の概要 (")	12
高知県選挙管理委員会告示	
○高知県知事選挙の選挙運動の収支報告	13
高知県人事委員会規則	
◎高知県人事委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則 (3・21掲示)	17

規 則

高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例施行規則をここに公布する。
平成20年3月31日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第32号
高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例(平成20年高知県条例第4号。以下「条例」といいます。)第45条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとします。

(定義)

第 2 条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例によります。

(県有の既存建築物の耐震化に係る公表事項)

第 3 条 条例第9条第2項の県有建築物耐震化実施計画には、次に掲げる事項を記載し、公表します。

- 1 県有の既存建築物の名称及び所在する市町村名
- 2 県有の既存建築物の建築年月、建築構造、階数、建築面積及び延べ床面積
- 3 県有の既存建築物の耐震診断、耐震化に係る設計又は耐震化のための工事の実施年度又は予定年度

2 条例第9条第2項の県有の既存建築物の耐震診断の結果については、次に掲げる事項を公表します。

- 1 県有の既存建築物の耐震化の目標とする安全性の分類
- 2 県有の既存建築物の耐震診断の種別及び改修の要否
- 3 県有の既存建築物の耐震性能を表す指標(I s)の値(津波浸水予想区域を示す標識等)

第 4 条 条例第17条第2項第1号の津波浸水予想区域を示す標識は、別記第1号様式のとおりとします。

2 条例第17条第2項第2号の緊急避難場所の標識は、別記第2号様式のとおりとします。

3 条例第17条第2項第2号の緊急避難場所に誘導する標識は、別記第2号様式による標識に緊急避難場所への避難経路を示す矢印、緊急避難場所までの距離等の津波からの避難のために必

要とされる情報が加えられたものとします。
(災害時要援護者が専ら利用する施設)
第 5 条 条例第39条の社会福祉事業を行う施設等のうち災害時要援護者が入所し、又は通所する等の形態をとるものは、次に掲げる施設等とします。

- 1 (1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2第1項に規定する児童自立生活援助事業を行う施設、同条第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設、同法第12条の4の児童相談所の児童を一時保護する施設、同法第37条に規定する乳児院、同法第38条に規定する母子生活支援施設、同法第40条に規定する児童厚生施設のうち児童館、同法第41条に規定する児童養護施設、同法第42条に規定する知的障害児施設、同法第43条に規定する知的障害児通園施設、同法第43条の2に規定する盲ろうあ児施設、同法第43条の3に規定する肢体不自由児施設、同法第43条の4に規定する重症心身障害児施設、同法第43条の5に規定する情緒障害児短期治療施設及び同法第44条に規定する児童自立支援施設
- 2 (2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第31条に規定する身体障害者福祉センター
- 3 (3) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第38条第2項に規定する救護施設、同条第3項に規定する更生施設、同条第4項に規定する医療保護施設及び同条第5項に規定する授産施設
- 4 (4) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の2第3項に規定する老人デイサービス事業、同条第4項に規定する老人短期入所事業、同条第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業及び同条第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設等並びに同法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンター、同法第20条の3に規定する老人短期入所施設、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、同法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム、同法第20条の6に規定する軽費老人ホーム、同法第20条の7に規定する老人福祉センター及び同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム
- 5 (5) 母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第39条第2項に規定する母子福祉センター及び同条第3項に規定する母子休養ホーム
- 6 (6) 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第7項に規定する通所介護、同条第8項に規定する通所リハビリテーション、同条第9項に規定する短期入所生活介護、同条第10項に規定する短期入所療養介護及び同条第11項に規定する特定施設入居者生活介護に係る同条第1項に規定する居宅サービス事業を行う施設等、同条第16項に規定する認知症対応型通所介護、同条第17項に規定する小規模多機能型居宅介護、同条第18項に規定する認知症対応型共同生活介護、同条第19項に

規定する地域密着型特定施設入居者生活介護及び同条第20項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る同条第14項に規定する地域密着型サービス事業を行う施設等、同条第24項に規定する介護老人福祉施設、同条第25項に規定する介護老人保健施設及び同条第26項に規定する介護療養型医療施設、同法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護、同条第8項に規定する介護予防通所リハビリテーション、同条第9項に規定する介護予防短期入所生活介護、同条第10項に規定する介護予防短期入所療養介護及び同条第11項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護に係る同条第1項に規定する介護予防サービス事業を行う施設等並びに同条第14項に規定する地域密着型介護予防サービス事業を行う施設等

(7) 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第5項に規定する療養介護、同条第6項に規定する生活介護、同条第7項に規定する児童デイサービス、同条第8項に規定する短期入所、同条第10項に規定する共同生活介護、同条第11項に規定する施設入所支援、同条第13項に規定する自立訓練、同条第14項に規定する就労移行支援、同条第15項に規定する就労継続支援及び同条第16項に規定する共同生活援助に係る同条第1項に規定する障害福祉サービス事業を行う施設等、同条第12項に規定する障害者支援施設、同条第21項に規定する地域活動支援センター、同条第22項に規定する福祉ホーム、同法附則第41条第1項の規定に基づきなお従前の例により運営をすることができることとされる身体障害者更生援護施設、同法附則第48条の規定に基づきなお従前の例により運営をすることができることとされる精神障害者社会復帰施設並びに同法附則第58条第1項の規定に基づきなお従前の例により運営をすることができることとされる知的障害者援護施設

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

別記

第1号様式(第4条関係)

津波浸水予想区域を示す標識(津波注意)



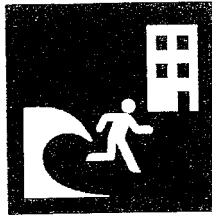
注 色彩は、黄色地及び黒枠で、津波の図の部分には、黒色とします。

第2号様式(第4条関係)

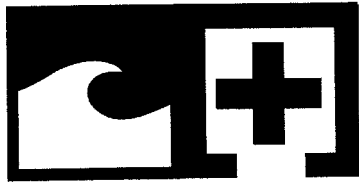
1 緊急避難場所(高台等)の標識



2 緊急避難場所(津波避難ビル)の標識



3 緊急避難場所の標識



- 注 1 1の標識の「高台等」は高台及び津波から緊急に避難するための施設として市町村が指定する人工構造物(堅固な中・高層建築物を除きます。)を、2の標識の「津波避難ビル」は津波から緊急に避難するための施設として市町村が指定する堅固な中・高層建築物をいいます。
- 2 標識には、文字情報として緊急避難場所の名称等を記載するものとします。
- 3 1の標識の色彩は、緑色地で、津波、高台及び人の図の部分は、白色とします。
- 4 2の標識の色彩は、緑色地で、津波、ビル及び人の図の部分は、白色とします。
- 5 3の標識の色彩は、青色地で、津波及び避難場所の四角の図の部分は白色と、避難場所の十字の図の部分は緑色とします。
- 6 3の標識は、設置しようとする場所の周辺に既に緊急避

難場所の標識としてこの標識が多く設置されている等の理由により、この標識とすることが適当であると設置しようとする者が判断した場合に、この標識とすることができるものとします。

高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成20年3月31日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第33号

高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則(平成2年高知県規則第16号)の一部を次のように改正する。
別表第1計測機器の項中

ねじり試験機	1台1時間につき	1,230
--------	----------	-------

を削り、

粒度分布測定装置(レーザ)	1台1時間につき	950
---------------	----------	-----

を

粒度分布測定装置(レーザ)	1台1時間につき	730
---------------	----------	-----

に改め、同表分析機器の項中

塩水噴霧試験器	1台1時間につき	2,070
塩水噴霧試験機(キャス式)	1台1時間につき	2,380

を削り、「1試料につき」を「1試料1週間につき」に改め、同表加工機器の項中

イオンプレーティング装置	1台1時間につき	3,460
--------------	----------	-------

を削る。

別表第2の4 機械金属材料試験の項中

(1) 材料試験		
ア 強度試験	1試料1項目につき	1,710
イ 強度精密試験	1試料1項目につき	2,570
ウ 硬さ試験	1試料1項目(5箇所以下)につき	1,560

エ 硬さ分析試験	1試料1項目(6箇所以上)につき	2,610
オ 回転曲げ疲れ試験	1件(5試料まで)につき	15,570
カ 磨耗試験	1試料1項目につき	2,570
キ 曲げ試験		
(ア) 簡易なもの	1試料1項目につき	880
(イ) 万能材料試験機によるもの	1試料1項目につき	1,710
(ウ) 精密万能材料試験機によるもの	1試料1項目につき	5,010
	1試料につき1項目増すと又は1項目につき1試料増すごとに	920
ク 引張試験	1試料1項目につき	5,010
	1試料につき1項目増すと又は1項目につき1試料増すごとに	920
ケ 圧縮試験	1試料1項目につき	5,010
	1試料につき1項目増すと又は1項目につき1試料増すごとに	920
コ 腐食試験		
(ア) 一般的なもの	1件(72時間まで)につき	8,270
(イ) 複雑なもの	1件(72時間まで)につき	11,160
サ その他材料試験	1試料1項目につき	1,710

を

(1) 材料試験		
ア 強度試験	1試料1項目につき	1,710
イ 強度精密試験	1試料1項目につき	2,570
ウ 硬さ試験	1試料1項目(5箇所以下)につき	1,560
エ 硬さ分析試験	1試料1項目(6箇所以上)につき	2,610
オ 磨耗試験	1試料1項目につき	2,570
カ 曲げ試験		
(ア) 簡易なもの	1試料1項目につき	880
(イ) 万能材料試験機によるもの	1試料1項目につき	1,710
(ウ) 精密万能材料試験機によるもの	1試料1項目につき	5,010
	1試料につき1項目増すと又は1項目につき1試料	

キ 引張試験	増すごとに	920
	1試料1項目につき	5,010
	1試料につき1項目増すと又は1項目につき1試料増すごとに	920
ク 圧縮試験	1試料1項目につき	5,010
	1試料につき1項目増すと又は1項目につき1試料増すごとに	920
ケ その他材料試験	1試料1項目につき	1,710

に改め、同表の5 窯業材料試験の項中「9,760」を「7,040」に改める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

高知県漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成20年3月31日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第34号

高知県漁業調整規則の一部を改正する規則

高知県漁業調整規則(昭和48年高知県規則第14号)の一部を次のように改正する。

第7条を次のように改める。
(漁業の許可)

第7条 次に掲げる漁業を営もうとする者は、漁業法第65条第1項及び水産資源保護法第4条第1項の規定に基づき、第1号ア及び第2号アからクまでに規定する漁業(同号クに規定する漁業にあっては、船舶を使用するものに限る。)にあっては当該漁業ごと及び船舶ごとに、第1号イ及び第2号クからスまでに規定する漁業(同号クに規定する漁業にあっては、船舶を使用するものを除く。)にあっては当該漁業ごとに、知事の許可を受けなければならない。ただし、同号ウ、エ、カ、コ、シ及びスに規定する漁業にあっては、漁業法第8条第1項の規定により当該漁業を営む権利を有する漁業協同組合の組合員が当該漁業協同組合の有する漁業権又は入漁権の内容たる当該漁業を営む場合は、この限りでない。

- (1) 次に掲げる水産動物の採捕を目的として営む漁業
 - ア もじゃこ(全長15センチメートル以下のぶりの稚魚をいう。第36条第1項において同じ。)(漁業法第66条第1項に規定する中型まき網漁業の許可を受けて採捕する場合を除く。この水産動物の採捕を目的とする漁業を「もじゃこ漁業」という。)
 - イ さんご(この水産動物の採捕を目的とする漁業を「さん

ご漁業」という。)

(2) 次に掲げる漁業の方法により営む漁業

ア 小型まき網(総トン数5トン未満の船舶を使用するものに限る。)(前号アに規定する漁業の許可を受けて採捕する場合を除く。この方法による漁業を「小型まき網漁業」という。)

イ 機船船びき網(前号アに規定する漁業の許可を受けて採捕する場合を除く。この方法による漁業を「機船船びき網漁業」という。)

ウ 地びき網(この方法による漁業を「地びき網漁業」という。)

エ 敷網(この方法による漁業を「敷網漁業」という。)

オ さし網(カ及びキに掲げる漁業の方法を除く。この方法による漁業を「さし網漁業」という。)

カ 固定式さし網(キに掲げる漁業の方法を除く。この方法による漁業を「固定式さし網漁業」という。)

キ 三枚網(この方法による漁業を「三枚網漁業」という。)

ク 潜水器(簡易潜水器を使用するものを含む。)(前号イに規定する漁業の許可を受けて採捕する場合を除く。この方法による漁業を「潜水器漁業」という。)

ケ 火光を利用するすくい網(この方法による漁業を「火光を利用するすくい網漁業」という。)

コ 小型定置網(この方法による漁業を「小型定置網漁業」という。)

サ 火光を利用する金突(発射装置を有するもり及びやすを使用するものを含む。)(この方法による漁業を「火光を利用する金突漁業」という。)

シ 飼付け(この方法による漁業を「飼付け漁業」という。)

ス 舟びき網(イに掲げる漁業の方法を除く。この方法による漁業を「舟びき網漁業」という。)

第8条第1項中「前条第1号及び第2号に掲げる漁業を「前条第1号ア及び第2号アからクまでに規定する漁業(同号クに規定する漁業にあっては、船舶を使用するものに限る。)」に、「その他の漁業を「同条第1号イ及び第2号クからスまでに規定する漁業(同号クに規定する漁業にあっては、船舶を使用するものを除く。)」に改め、「による申請書」を削り、「別記第4号様式(2))」を「別記第4号様式(2))」による申請書」に改める。

第25条第1項中「第7条各号に掲げる」を「第7条各号に規定する」に改める。

第36条第1項ただし書中「又は」を「若しくは」に、「場合」を「場合又はもじゃこ漁業若しくはもじゃこの採捕を目的とする中型まき網漁業の許可に基づいて採捕する場合」に改める。

第37条を次のように改める。
(漁業の禁止)

第37条 次に掲げる漁業の方法により営む漁業は、漁業法第65条第1項及び水産資源保護法第4条第1項の規定に基づき、これを営んではならない。

(1) 空つりこぎ
(2) 沖縄式追込網
(3) ごち網

第41条中「営んでは」を「操業しては」に改め、同条の表中「金突漁業(火光を利用するもの限り、発射装置を有するもり及びやすを含む。)」を「火光を利用する金突漁業」に、「吾川郡春野町」を「高知市」に改める。

第49条の見出し中「てい泊命令」を「停泊命令」に改め、同条第1項中「漁業の許可に係る船舶」を「漁業の許可を受けた者」に、「てい泊港及びてい泊期間」を「停泊港及び停泊期間」に、「当該船舶のてい泊」を「当該漁業の許可を受けた者の使用に係る船舶の停泊」に改め、同条第2項及び第5項中「てい泊期間」を「停泊期間」に改める。

第50条第1項中「漁業の許可に係る船舶」を「漁業の許可を受けた者」に、「当該船舶」を「当該漁業の許可を受けた者の使用に係る船舶」に、「当該漁業」を「当該漁業」に改める。

第51条の見出し中「無許可船」を「無許可船舶」に、「てい泊命令」を「停泊命令」に改め、同条第1項中「船舶が当該漁業の許可」を「漁業者が漁業の許可」に、「に使用された」を「を営んだ」に、「当該船舶により漁業を営む者又は当該船舶」を「当該漁業者又は当該漁業者の使用に係る船舶」に、「てい泊港及びてい泊期間」を「停泊港及び停泊期間」に、「てい泊を」を「停泊を」に改め、同条第2項中「てい泊期間」を「停泊期間」に改める。

第58条第1項第1号中「第7条、」を削り、「第35条」を「第35条、第36条、第38条」に改める。

別記第6号様式の図例(2)の備考中「香美郡」を「香南市」に改め、「吾川郡」を削り、「中村市」を「四万十市」に改める。

附 則
(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第41条の表の改正規定(「吾川郡春野町」を「高知市」に改める部分に限る。)及び別記第6号様式の図例(2)の備考の改正規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 次項に規定する場合を除き、この規則の施行の際現にこの規則による改正前の高知県漁業調整規則(以下「改正前の規則」という。)の規定により知事がした許可、認可その他の処分(以下「旧許可等」という。)を受けている者は、この規則による改正後の高知県漁業調整規則(以下「改正後の規則」とい

う。)の規定により知事がした許可、認可その他の処分(以下「新許可等」という。)を受けた者とみなす。

3 この規則の施行の際現に改正前の規則第7条第11号に掲げる小型定置漁業(えり及びやな漁業を除く。)又は同条第13号に掲げる金突漁業(火光を利用するもの限り、発射装置を有するもり及びやすを含む。)に係る旧許可等を受けている者は、改正後の規則第7条第2号コに掲げる小型定置網又は同号サに掲げる火光を利用する金突(発射装置を有するもり及びやすを使用するものを含む。)により営む漁業に係る新許可等を受けた者とみなす。

4 前2項の規定により新許可等を受けた者とみなされる者に係る当該新許可等の有効期間は、改正後の規則第9条第1項及び第22条第2項の規定にかかわらず、この規則の施行の日におけるその者に係る当該旧許可等の有効期間の残存期間と同一の期間とする。

5 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定により提出されている申請書その他の書類は、改正後の規則の規定により提出された申請書その他の書類とみなす。

6 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

告 示

高知県告示第211号
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第4条第1項の規定により、平成20年4月1日から平成24年3月31日までの第10次鳥獣保護事業計画を次のとおり定めたので、同条第4項の規定により告示する。
平成20年3月31日

高知県知事 尾崎 正直
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県政策企画部鳥獣対策室に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第212号
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第7条第1項の規定に基づき、高知県特定鳥獣(イノシシ)保護管理計画を次のとおり定めたので、同条第7項において準用する同法第4条第4項の規定により告示する。
平成20年3月31日

高知県知事 尾崎 正直
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県政策企画部鳥獣対策室に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第213号
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第7条第1項の規定に基づき、高知県特定鳥獣(シカ)保護管理計画を次のとおり定めたので、同条第7項において準用する

同法第 4 条第 4 項の規定により告示する。
平成20年 3 月31日

高知県知事 尾崎 正直

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県政策企画部鳥獣対策室に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第214号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第14条第2項の規定に基づき、次のとおり特定鳥獣の狩猟期間を延長する。

平成20年 3 月31日

高知県知事 尾崎 正直

特定鳥獣の種類	狩猟期間を延長する区域	狩猟期間を延長する期間
イノシシ	高知県全域	高知県特定鳥獣(イノシシ)保護管理計画の期間(平成20年4月1日から平成24年3月31日まで)内において、毎年2月16日から3月15日まで

高知県告示第215号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第14条第2項の規定に基づき、次のとおり特定鳥獣の狩猟期間を延長する。

平成20年 3 月31日

高知県知事 尾崎 正直

特定鳥獣の種類	狩猟期間を延長する区域	狩猟期間を延長する期間
シカ	高知県全域	高知県特定鳥獣(シカ)保護管理計画の期間(平成20年4月1日から平成24年3月31日まで)内において、

	毎年 2 月16日 から 3 月15日 まで
--	------------------------------

高知県告示第216号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第14条第3項の規定に基づき、特定鳥獣に関し行う同法第12条第1項第2号の規定による捕獲等の数の制限の一部を次のとおり解除する。

平成20年 3 月31日

高知県知事 尾崎 正直

特定鳥獣の種類	捕獲等の数の制限の一部解除を行う区域	一部解除を行う期間	一部解除後の数の制限の内容
シカ	高知県全域	平成20年4月1日から平成24年3月31日まで	1人1日当たりの捕獲数の制限を解除する。

高知県告示第217号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第14条第3項の規定に基づき、特定鳥獣に関し行う同法第12条第1項第3号の規定による捕獲等の禁止猟法の一部を次のとおり解除する。

平成20年 3 月31日

高知県知事 尾崎 正直

特定鳥獣の種類	捕獲等の禁止猟法の一部解除を行う区域	一部解除を行う期間	一部解除を行う禁止猟法の内容
イノシシ	高知県全域。ただし、長岡郡大豊町所在の嶺北森林管理署管轄区域の国有林57林班から68林班まで及び117林班並びに香美市所在の高知中部森林管理署管轄区域の国有林2林班から42林班まで、48林班から68林班まで、72林班及び91林班の区	平成20年4月1日から平成24年3月31日まで	輪の直径が12センチメートルを超えるくくりわな

	域並びにこれらの区域に介在する民有地並びに香美市物部町別府の高知中部森林管理署管轄区域の国有林56林班と徳島県との県境との接点(国有林標柱1号)を起点とし、同所から同県境を南進し国有林65林班との接点(国有林標柱105号)に至り、同所から同林班の境界を西進し同林班の国有林標柱197号に至り、同所から国道195号に隣接した高知県営永瀬ダム管轄の別府雨量観測所とを結ぶ線を北進し同観測所に至り、同所から国有林56林班の国有林標柱800号とを結ぶ線を北進し同標柱に至り、同所から同林班の境界を北東進して起点に達する線に囲まれた区域を除く。		
--	---	--	--

高知県告示第218号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第14条第3項の規定に基づき、特定鳥獣に関し行う同法第12条第1項第3号の規定による捕獲等の禁止猟法の一部を次のとおり解除する。

平成20年 3 月31日

高知県知事 尾崎 正直

特定鳥獣の種類	捕獲等の禁止猟法の一部解除を行う区域	一部解除を行う期間	一部解除を行う禁止猟法の内容
シカ	高知県全域。ただし、長岡郡大豊町所在の嶺北森林管理署管轄区域の国有林57林班から68林班まで及び117林班並びに香美市所在の高知中部森林管理署管轄区域の国有林2林班から42林班まで、48林班から68林班まで、72林班及び91林班の区	平成20年4月1日から平成24年3月31日まで	輪の直径が12センチメートルを超えるくくりわな

域並びにこれらの区域に介在する民有地並びに香美市物部町別府の高知中部森林管理署管轄区域の国有林56林班と徳島県との県境との接点(国有林標柱1号)を起点とし、同所から同県境を南進し国有林65林班との接点(国有林標柱105号)に至り、同所から同林班の境界を西進し同林班の国有林標柱197号に至り、同所から国道195号に隣接した高知県営永瀬ダム管轄の別府雨量観測所とを結ぶ線上を北進し同観測所に至り、同所から国有林56林班の国有林標柱800号とを結ぶ線上を北進し同標柱に至り、同所から同林班の境界を北東進して起点に達する線に囲まれた区域を除く。

高知県告示第219号

医療法(昭和23年法律第205号)第30条の6の規定により平成14年9月高知県告示第443号(高知県保健医療計画の変更)で告示した第4期高知県保健医療計画を変更し、第5期高知県保健医療計画を定めたので、その概要を次のとおり告示する。

なお、この第5期高知県保健医療計画の全文は、高知県健康福祉部医療薬務課及び県内の各福祉保健所に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成20年3月31日

高知県知事 尾崎 正直

1 計画の基本的な考え方

(1) 計画策定の趣旨

地方や特定の診療科目における医師の不足が顕著になるなど地域医療そのものが崩壊する危機にさらされています。

また、療養病床の再編成など多くの県民に入院療養に対する不安が広がっています。

このような状況のもと、県民・医療関係者・行政が一体となって、安心して暮らすことができる「健康長寿県」づくりに取り組んでいくため、「第5期高知県保健医療計画」を策定しました。

(2) 計画の基本理念など

この計画では、県民一人ひとりが、生涯を通じて住み慣れ

た地域において安心して暮らすことができるよう、「地域でささえる県民の健康」を目指し、県や市町村、地域の保健・医療・福祉のサービスの提供体制づくりを進めます。

この計画は、本県の健康行政の基本指針となる総合的な計画であり、また、保健医療関係者の活動指針として「高知県健康増進計画(よさこい健康プラン21)」、「高知県高齢者保健福祉計画(介護保険事業支援計画)」及び「高知県地域ケア体制整備構想」等とそれぞれ相互に整合性をとりながら策定しています。

(3) 計画の期間

この計画は、平成20年4月1日から平成25年3月31日までの5年を期間とします。

2 計画の項目

- (1) 保健医療計画に関する基本的事項
- (2) 保健医療の基本的な状況
- (3) 保健医療圏
- (4) 基準病床数
- (5) 医療従事者の確保と資質の向上
- (6) 医療提供体制の整備・充実
- (7) 医療連携体制の構築
- (8) 保健・医療・福祉(介護)の総合的な取組
- (9) 健康危機管理対策の推進
- (10) 計画の推進と進行管理

3 保健医療圏及び基準病床数

(1) 保健医療圏

医療法第30条の4第2項第10号に規定する区域(二次保健医療圏)及び同項第11号に規定する区域(三次保健医療圏)を次のとおり設定しました。

二次保健医療圏			三次保健医療圏
区分	市町村数	構成市町村	
安芸保健医療圏	9 (2市) (4町) (3村)	室戸市 安芸市 東洋町 奈半利町 田野町 安田町 北川村 馬路村 芸西村	高知県全域
中央保健医療圏	14 (5市) (7町) (2村)	高知市 南国市 土佐市 香南市 香美市 本山町 大豊町 土佐町 大川村 いの町 仁淀川町 佐川町 越知町 日高村	
高幡保健	5 (1市)	須崎市 中土佐町 檮原町 津野町 四万十町	

医療圏	(4町)	
幡多保健医療圏	6 (3市) (2町) (1村)	宿毛市 土佐清水市 四万十市 大月町 三原村 黒潮町

(2) 基準病床数

医療法第30条の4第2項第12号に規定する療養病床及び一般病床、精神病床、結核病床並びに感染症病床に係る基準病床数を次のとおり定めました。

病床種別	区域	基準病床数
療養病床及び一般病床	安芸保健医療圏	509
	中央保健医療圏	7,145
	高幡保健医療圏	707
	幡多保健医療圏	1,186
精神病床	高知県全域	2,745
結核病床	高知県全域	60
感染症病床	高知県全域	11

4 目標

医療法第30条の4第2項第1号に規定する達成すべき目標として次のとおり定めました。

区分	項目	目標
がん	がん検診受診率(胃がん・肺がん・大腸がん・乳がん・子宮がん)	すべて 50パーセント以上
	年齢調整死亡率(75歳未満)	86.9
	がん患者の在宅看取り率	10パーセント
脳卒中	年齢調整死亡率(10万人当たり)	男性 58.7 女性 29.1

	脳卒中センター又は脳卒中支援病院	安芸 2か以上 中央 18か以上 高幡 3か以上 幡多 2か以上
急性心筋梗塞	発症から受診まで6時間以内の割合	80パーセント
	バイスタンダーに目撃され応急手当がされた心肺停止傷病者の1か月後の生存率	10パーセント
	再灌流療法実施率	90パーセント
	年齢調整死亡率(10万人当たり)	男性 34.4 女性 12.0
糖尿病	糖尿病腎症による新規透析導入率(10万人当たり)	12.5
	糖尿病網膜症による視力障害(1級から3級までの新規障害者手帳発行件数)	15件以下
小児救急を含む小児医療	小児科医数	101人以上
	小児救急搬送の軽症患者割合	70パーセント以下
	輪番病院深夜帯受診者(1日当たり)	10人以下
	中央保健医療圏における小児救急医療体制	高知市小児急患センター・小児科病院群輪番制の維持
周産期医療	周産期死亡率(5年平均)(出生1,000人当たり)	全国平均以下
	新生児死亡率(5年平均)(出生1,000人当たり)	全国平均以下
	12週未満の母子手帳交付率	90パーセント
	未受診のまま分娩のため、又	12人以下

	は分娩後に初めて受診した妊産婦(飛び込み出産)数	
	M F I C U病床数	3床以上
	N I C U病床数	18床以上
	分娩取扱医療機関のない二次保健医療圏	0
救急医療	救命講習会の受講者数	延べ150,000人
	救急救命士の数	239人
	救命救急センターの軽症患者の受診割合	70パーセント以下
災害医療	D M A Tチーム数	15
	病院の防災計画作成率	100パーセント
	病院内での防災訓練実施率	80パーセント
	救護病院及び(広域)災害支援病院の耐震化率	100パーセント
へき地医療	こうち医師ウェルカムネットなどを通じた医師U I ターン	1件以上/年
	へき地医療支援機構による代診医派遣率	100パーセント
	へき地診療所勤務医師の従事者数	25人以上

高知県告示第220号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第33条の4第1項の規定に基づき、応急入院指定病院として次のとおり指定した。

平成20年3月31日

	高知県知事 尾崎 正直	
医療機関の名称	所在地	指定年月日
高知県立芸陽病院	安芸市宝永町3-33	平20・4・1
土佐病院	高知市新本町二丁目10-24	“ “ “

聖ヶ丘病院	宿毛市押ノ川1196	“ “ “
-------	------------	-------

高知県告示第221号

介護保険法（平成9年法律第123号）第77条第1項の規定に基づき、平成20年2月13日付けで次のとおり指定居宅サービス事業者の指定を取り消した。
平成20年3月31日

高知県知事 尾崎 正直

介護保険事業所番号	事業者の名称及び主たる事業所の所在地	指定取消し年月日	事業所の名称及び所在地並びにサービスの種類
3970100925	有限会社瀬尾ケアセンター 高知市長浜4966-1	平成20年2月13日	デイサービス太陽の里 高知市長浜4967-1 通所介護
3970102111	有限会社瀬尾ケアセンター 高知市長浜4966-1	平成20年2月13日	デイサービスしあわせ村 高知市浦戸837-30 通所介護

高知県告示第222号

高知県立ふくし交流プラザの設置及び管理に関する条例（平成7年高知県条例第3号）第18条第1項の規定により指定管理者の指定をしたので、同条例第22条第1号の規定により次のとおり告示する。

平成20年3月31日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 施設の名称
高知県立ふくし交流プラザ
- 2 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
高知市朝倉戊375番1
社会福祉法人高知県社会福祉協議会
- 3 指定期間
平成20年4月1日から平成23年3月31日まで

高知県告示第223号

高知県立障害者スポーツセンターの設置及び管理に関する条例（平成8年高知県条例第2号）第15条の規定により指定管理者の指定をしたので、次のとおり告示する。

平成20年3月31日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 施設の名称
高知県立障害者スポーツセンター
- 2 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
高知市朝倉戊375番地1
社会福祉法人高知県社会福祉協議会
- 3 指定期間
平成20年4月1日から平成23年3月31日まで

高知県告示第224号

高知県立坂本龍馬記念館の設置及び管理に関する条例（平成3年高知県条例第34号）第18条第2項の規定により指定管理者の指定をしたので、同条例第22条第1号の規定により次のとおり告示する。

平成20年3月31日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 施設の名称
高知県立坂本龍馬記念館
- 2 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
高知市高須353番地2
財団法人高知県文化財団
- 3 指定期間
平成21年4月1日から平成26年3月31日まで

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定によ

り、中土佐町久礼土地改良区の定款の変更を平成20年3月19日に認可した。

平成20年3月31日

高知県知事 尾崎 正直



第625号	肥料	マリネエース2号	48.0				8月7日
高知県第571号	混合有機質肥料	魚腸ニシメ混合有機質肥料	窒素全量 6.0 りん酸全量 7.0	含有を許されている有害成分の最大量は、公定規格のとおり。	星上物産株式会社	南国市小籠926番3	平成22年8月31日
高知県第250号	副産石灰肥料	55副産石灰	アルカリ分 55.0	含有を許されている有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。	田中石灰工業株式会社	南国市稲生3185番地	平成22年9月3日

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第14条の規定により、次の肥料の登録は失効した。
平成20年3月31日

高知県知事 尾崎 正直

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者		失効した年月日
					氏名又は名称	住所	
高知県第647号	魚廃物加工肥料	興津魚廃肥料	窒素全量 6.0 りん酸全量 5.5	含有を許されている有害成分の最大量は、公定規格のとおり。	興津漁業協同組合	高岡郡四万十町興津1930番地2地先	平成19年10月22日

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第30条第7項の規定により、普通肥料の検査の結果の概要を次のとおり公表する。

平成20年3月31日

高知県知事 尾崎 正直

平成19年1月分から同年12月分まで
該当なし
平成20年1月分

肥料の種類等	保証票添付者	肥料の名称	検査の結果の概要				備考
			分析検査		保証票の検査	その他の検査	
			項目	指摘事項			
消石灰	株式会社刈谷石灰工業所	65消石灰	主成分-A L				
〃	土佐石灰化工協業組合	70消石灰	主成分-A L				
混合有機質肥料	株式会社古田産業	ペレット土州魂560緑	主成分-T N、T P				

備考 1 「分析検査」欄及び「その他の検査」欄は、検査対象荷口全体を代表するように必要袋数（ばらの場合には、必要部位数）を抽出し、混合した試料1点について検査した結果である。

2 分析検査項目に係る指摘事項は、分析値と規格・基準値又は表示値とを比較した結果である。

3 主成分の略号は、次のとおりである。

A L - アルカリ分、T N - 窒素全量、T P - りん酸全量

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第30条第7項の規定により、特殊肥料の検査の結果の概要を次のとおり公表する。

平成20年3月31日

高知県知事 尾崎 正直

平成18年12月分から平成20年1月分まで

該当なし

平成20年2月分

特殊肥料の指定名	生産（輸入又は販売）届出業者	届出名（商品名）	検査の結果の概要		備考
たい肥	有限会社竹村総合建設	土壌おたすけくん	T N	0.64%	
			T P	2.56%	
			T K	1.14%	
			C / N	9.29	
			水分	43.1%	
〃	四万十市	西土佐有機（四万十有機）	T N	1.14%	
			T P	3.24%	
			T K	1.99%	

			C/N	22.0	
			水分	20.8%	
〃	有限会社エンコ山	スーパーユウキ 2 号	TN	0.51%	
			TP	0.70%	
			TK	1.57%	
			C/N	26.0	
			水分	36.8%	

- 備考 1 主成分の略号は、次のとおりである。
TN－窒素全量、TP－りん酸全量、TK－加里全量、C/N－炭素窒素比、水分－水分含有量
- 2 分析値は、原則として現物当たりの数値である。

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第23号

平成19年11月25日に執行された高知県知事選挙において選挙運動に関してなされた寄附及びその他の収入並びに支出について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第189条第1項の規定により提出された収支に関する報告書の要旨は、次のとおりである。

平成20年3月31日

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成19年11月25日執行 高知県知事選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）
28,778,100 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	尾崎正直	候補者届出政党 又は所属党派	無所属	期間	平成19年10月19日から 平成19年11月30日まで
出納責任者氏名	山崎節郎			第1回分	

収入				支出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	円	人件費	円
自由民主党本部	政党	2,000,000		家屋費	937,954
尾崎正直後援会	政治団体	2,166,269		選挙事務所費	457,134
				集会会場費	480,820
				通信費	0
				交通費	287,917
				印刷費	843,150
				広告費	1,563,000
				文具費	0
				食糧費	546,652
				休泊費	546,442
				雑費	265,554
その他の寄附		0		今回計	6,867,669
その他の収入		2,000,000		前回計	0
今回計		6,166,269		総計	6,867,669
前回計		0			
総計		6,166,269			

報告書受理年月日

平成19年12月7日

第1回 報告分

- 1 選挙の種類 平成19年11月25日執行 高知県知事選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）
28,778,100 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	尾崎正直	候補者届出政党 又は所属党派	無所属	期間	平成19年12月17日から 平成19年12月19日まで
出納責任者氏名	山崎節郎			第2回分	

収入				支出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	円	人件費	円
尾崎正直後援会	政治団体	28,102		家屋費	0
				選挙事務所費	0
				集会会場費	0
				通信費	25,319
				交通費	0
				印刷費	0
				広告費	0
				文具費	0
				食糧費	0
				休泊費	0
				雑費	2,783
その他の寄附		0		今回計	28,102
その他の収入		0		前回計	6,867,669
今回計		28,102		総計	6,895,771
前回計		6,166,269			
総計		6,194,371			

報告書受理年月日

平成20年1月16日

第2回 報告分

1 選挙の種類 平成19年11月25日執行 高知県知事選挙

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

28,778,100 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	尾崎正直	候補者届出政党 又は所属党派	無所属	期間	平成20年1月11日から 平成20年1月11日まで
出納責任者氏名	山崎節郎			第3回分	

収入				支出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	円		円
				人件費	0
尾崎正直後援会	政治団体	31,655		家屋費	0
				選挙事務所費	0
				集会会場費	0
				通信費	31,655
				交通費	0
				印刷費	0
				広告費	0
				文具費	0
				食糧費	0
				休泊費	0
				雑費	0
その他の寄附		0		今回計	31,655
その他の収入		0		前回計	6,895,771
今回計		31,655		総計	6,927,426
前回計		6,194,371			
総計		6,226,026			

報告書受理年月日

平成20年1月30日

第3回 報告分

1 選挙の種類 平成19年11月25日執行 高知県知事選挙

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

28,778,100 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	国松勝	候補者届出政党 又は所属党派	無所属	期間	平成19年10月17日から 平成19年11月24日まで
出納責任者氏名	金子協輔			第1回分	

収入				支出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	円		円
				人件費	0
革新県民連合	政治団体	1,200,860		家屋費	113,200
日本共産党高知	政党	20,000		選挙事務所費	76,700
県委員会				集会会場費	36,500
				通信費	40,480
				交通費	2,920
				印刷費	1,680,000
				広告費	521,835
				文具費	34,600
				食糧費	183,989
				休泊費	71,550
				雑費	21,286
その他の寄附		0		今回計	2,669,860
その他の収入		0		前回計	0
今回計		1,220,860		総計	2,669,860
前回計		0			
総計		1,220,860			

報告書受理年月日

平成19年12月6日

第1回 報告分

1 選挙の種類 平成19年11月25日執行 高知県知事選挙

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

28,778,100 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	関 谷 徳	候補者届出政党 又は所属党派	無所属	期間	平成19年10月26日から 平成19年12月7日まで
出納責任者氏名	高 橋 次 郎			第1回分	

収入				支出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	円	円	
				人件費	1,938,350
せきや徳後援会	政治団体	6,766,502		家屋費	34,000
				選挙事務所費	34,000
				集会会場費	0
				通信費	38,152
				交通費	149,167
				印刷費	2,471,160
				広告費	1,382,045
				文具費	199,203
				食糧費	59,132
				休泊費	171,328
				雑費	48,442
その他の寄附		0		今回計	6,490,979
その他の収入		0		前回計	0
今回計		6,766,502		総計	6,490,979
前回計		0			
総計		6,766,502			

報告書受理年月日

平成19年12月10日

第1回 報告分

1 選挙の種類 平成19年11月25日執行 高知県知事選挙

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

28,778,100 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	近 森 正 久	候補者届出政党 又は所属党派	無所属	期間	平成19年10月25日から 平成19年12月6日まで
出納責任者氏名	南 安 謹			第1回分	

収入				支出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	円	円	
				人件費	1,238,700
				家屋費	417,354
				選挙事務所費	253,584
				集会会場費	163,770
				通信費	21,070
				交通費	4,700
				印刷費	1,713,840
				広告費	969,192
				文具費	82,927
				食糧費	13,342
				休泊費	0
				雑費	49,147
その他の寄附		0		今回計	4,510,272
その他の収入		4,584,250		前回計	0
今回計		4,584,250		総計	4,510,272
前回計		0			
総計		4,584,250			

報告書受理年月日

平成19年12月10日

第1回 報告分

- 1 選挙の種類 平成19年11月25日執行 高知県知事選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)
28,778,100 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	近 森 正 久	候補者届出政党 又は所属党派	無所属	期間	平成19年12月7日から 平成20年1月8日まで
出納責任者氏名	南 安 謹			第2回分	

収入				支出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	円		円
				人件費	62,453
				家屋費	232,810
				選挙事務所費	133,875
				集合会場費	98,935
				通信費	68,571
				交通費	0
				印刷費	0
				広告費	0
				文具費	0
				食糧費	0
				休泊費	0
				雑費	38,126
その他の寄附		0			
その他の収入		401,960			
今回計		401,960		今回計	401,960
前回計		4,584,250		前回計	4,510,272
総計		4,986,210		総計	4,912,232

報告書受理年月日	平成20年1月16日	第2回 報告分
----------	------------	---------

人事委員会規則

高知県人事委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月21日 (揭示済)

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

高知県人事委員会規則第8号

高知県人事委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則

高知県人事委員会事務局の組織に関する規則 (昭和37年高知県人事委員会規則第13号) の一部を次のように改正する。

第3条第12号及び第13号を削り、同条第14号を同条第12号とし、同条第15号中「服務及び」を削り、同号を同条第13号とし、同条第16号から第18号までを2号ずつ繰り上げる。

第4条中第13号を第16号とし、第12号を第15号とし、第11号の次に次の3号を加える。

(12) 職員団体の登録に関すること。

(13) 管理職員等の範囲の指定に関すること。

(14) 服務に関すること。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。